

山梨県公報

号外第二十五号

平成二十三年

三月二十八日

月 曜 日

目 次

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例施行規則	一
山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則	三
山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	九
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則	四三
政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	四三
山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	四三
山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則	四三
山梨県住民基本台帳法施行細則及び山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	四四
山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	四五
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則及び山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	四六
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	六三
山梨県財務規則の一部を改正する規則	六三

規 則

山梨県規則第四号

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第二号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療時間)

第二条 山梨県立こころの発達総合支援センター(次条及び第四条において「センター」という。)において診療の業務を行う時間は、午前九時から正午までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(相談時間)

第三条 センターにおいて相談の業務を行う時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(相談の申込み)

第四条 前条の業務を利用しようとする者は、あらかじめ相談申込書(別記様式)をセンターの所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県立こころの発達総合支援センター所長 殿

申込者 住所

氏名

印

山梨県立こころの発達総合支援センター相談申込書

項目	本人	相談者
ふりがな 氏名		
		本人との関係（ ）
生年月日	年 月 日	
住所		
電話番号		
職業・学校		

山梨県規則第五号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 山梨県立富士北麓駐車場の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(駐車場の許可)

第三条 条例第五条第一項の許可は、駐車券(第一号様式)の交付があったときに行われたものとする。

(行為の許可)

第四条 条例第七条第一項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書(第二号様式)に、配置図その他知事が必要と認める書類を添付して、当該許可に係る行為をしようとする日の十四日前までに、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第七条第一項後段の規定により変更の許可を受けようとする者は、変更許可申請書(第三号様式)に、知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(駐車料金等の還付)

第五条 条例第九条ただし書の特別な理由は、条例第五条第一項又は条例第七条第一項の規定により許可を受けた者の責めに帰すことができない理由により当該許可に係る行為をすることができなくなった場合とし、同条ただし書の規定により還付する駐車料金又は使用料(以下「駐車料金等」という。)の額は、駐車料金等の全額とする。

2 条例第九条ただし書の規定により駐車料金等の還付を受けようとする者は、駐車料金等還付申請書(第四号様式)に、知事が必要と認める書類を添付して、同条ただし書の特別の理由が生じた日から起算して十五日以内に、これを知事に提出しなければならない。

(駐車料金等の免除)

第六条 条例第十条の特別な理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同条の規定により免除することができる駐車料金等の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者(次項において「障害者」という。)が現に乗車している自動車(乗車定員十人以下のものに限る。)を駐車するとき。 駐車料金の全額

二 富士北麓地域の観光の振興に資すると認められる行為のために使用するとき。 使用料の全額

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。 駐車料金等のうち知事が相当と認める額

2 前項第一号に該当する場合において、条例第十条の規定により駐車料金の免除を受けようとする者は、現に乗車している者が障害者であることを証する書類を知事に提示しなければならない。

3 第一項第二号又は第三号に該当する場合において、条例第十条の規定により駐車料金等の免除を受けようとする者は、駐車料金等免除申請書(第五号様式)に、知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、山梨県立富士北麓駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

駐 車 券 山梨県立富士北麓駐車場	No. (切取線) 円	駐 車 券 山梨県立富士北麓駐車場	No. 円
--------------------------------------	---------------------------	--------------------------------------	--------------------------

本券をもって領収書に代えます。 本券の払戻し及び再発行はいたしません。	
--	--

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

行為許可申請書

次の行為について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第7条第1項の規定により、許可を申請します。

行為の内容	種類	条例第7条第1項第 号
	目的	
行為の方法		
行為の場所		第1駐車場・第3駐車場・第4駐車場・その他()
面積		m ²
行為の期間		年 月 日から
		年 月 日まで
使用料の額		円
備考		

注1 「行為の場所」欄は、申請しようとする場所を○で囲むこと。

2 「面積」欄は、仮設テントを設けて物品の販売等を行う場合又は催しを実施する場合に占有する面積を記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

(団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

変更許可申請書

年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可になった事項を次のとおり変更したいので、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第7条第1項後段の規定により、変更の許可を申請します。

変更をしようとする事項	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
変更後の使用料の額		円

注 「変更後の使用料の額」欄は、占用する面積に変更があつた場合に記入すること。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

(団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

駐車料金等還付申請書

次の駐車料金・使用料について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第9条
ただし書の規定により、その全部・一部の還付を申請します。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた行為	
納付済駐車料金等の額	円
還付を受けようとする額	円
申請の理由	

- 注 1 駐車料金・使用料のいずれかを○で囲むこと。
 2 全部・一部のいずれかを○で囲むこと。
 3 「許可を受けた行為」欄は、使用料の還付を受けようとする場合に、記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

駐車料金等免除申請書

次の駐車料金・使用料について、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第10条の規定により、その全部・一部の免除を申請します。

行為の内容	種類	条例第7条第1項第 号
	目的	
行為の場所	第1駐車場・第3駐車場・第4駐車場・その他（ ）	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
駐車料金等の額（A）	円	
免除を受けようとする額（B）	円	
納付する駐車料金等の額（A - B）	円	
申請の理由		
備考		

- 注 1 駐車料金・使用料のいずれかを○で囲むこと。
 2 全部・一部のいずれかを○で囲むこと。
 3 「行為の場所」欄は、申請しようとする場所を○で囲むこと。

山梨県規則第六号

山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県暴力団排除条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県補助金等交付規則の一部改正)

第一条 山梨県補助金等交付規則(昭和三十八年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(交付決定をしないことができる場合)

第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、知事は、補助事業者等となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。))第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。)
- 二 暴力団員(暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。)
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 四 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。))を含む。))であつて、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。))のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

第十五条第一項中「補助金等の他の用途への使用をしその他補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「ものとす」を「ことができる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- 二 補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 三 補助事業等に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- 四 第五条の二各号のいずれかに該当するとき。

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第二条 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。))が提出する前項の申請書には、当該法人の役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付しなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

2 法人が提出する前項の申請書には、第二十九条第二項の書類を添付しなければならない。

第四号様式から第七号様式までを次のように改める。

土地（賃）貸借契約書

山梨県職氏名（以下「甲」という。）は、氏名（以下「乙」という。）と土地の（賃）貸借につき、次の条項により契約を締結する。

（土地の表示）

第1条 甲は、次に掲げる普通財産を乙に貸し付けるものとする。

- 1 所在地及び地番
- 2 地目及び地積

（使用目的）

第2条 乙は、前条の土地（以下「貸付地」という。）を の用に供するものとし、この用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、若しくは他に転貸しないものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、1年（1月）につき 円とする。

ただし、1年（1月）に満たない場合は、月割計算（日割計算）による。

- 2 前項の貸付料が物価の変動その他の事情により適正な時価に比し不相当となつたときは、甲において改定することができるものとする。

（貸付料納入の方法）

第5条 貸付料は、甲の発する納入通知書により 年 月 日までに指定の場所に納入するものとする。

（既納の貸付料）

第6条 既に納入した貸付料は、甲の都合により貸付地の一部又は全部を返還させた場合又は甲において、乙の責に帰することができない理由があると認めた場合のほか、これを還付しないものとする。

（土地の管理）

第7条 乙は、貸付地を善良な管理者の注意をもつて管理し、地ならしによる以外地形を変更しないものとする。

（建物、工作物等の設置）

第8条 乙は、貸付地において建物又は建物以外の工作物等を新築（設）、改築（設）、増築（設）、移築（設）又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

（維持費用等）

第9条 貸付期間中貸付地の維持保全に要する経費は、乙の負担とする。

（実地調査）

第10条 甲は、随時貸付財産について契約条件の履行の状況等を確認するため、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

（契約の解除）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、貸付期間中であつても、この契約を解除することができる。

- (1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。
- (2) この契約に定める貸付条件に違反したとき、又は貸付料を6月以上滞納したとき。
- (3) 乙（乙が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人）が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) (3)のイ又はウに該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 前項に規定する契約の解除により乙が損害を被ることがあつても、甲はその賠償の責任を負わない。

(返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了した場合は、直ちに地上の物件を撤去し、原形に復して返還しなければならない。前条第1項の規定による契約の解除により返還する場合も、同様とする。

(届出義務)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に届け出るものとする。

- (1) 天災その他の事故により借受物件に異常を生じたとき。
- (2) 相続（法人の合併又は分割）により借受権の承継があつたとき。
- (3) 乙又は保証人の住所又は氏名の変更があつたとき。
- (4) 乙が法人である場合は、その役員、代表者又は管理人に変更があつたとき。

(その他)

第14条 前各条のほか、貸付の条件その他必要な事項は、山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

上記契約を確保するため本書2通を作成し、各1通を保有する。

	年	月	日
甲	山梨県	職	氏 名印
乙	借受人	住所	氏 名印
連帯保証人	住所	職業	氏 名印

注 1 第29条第3項の規定により担保を提供させる場合は、その理由及び金額を契約条項として記載すること。

2 一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して貸付ける場合は、第2条及び第3条を次のとおりとし、第4条以下を各1条ずつ

繰り上げるものとする。

(用途、期間(期日)の指定)

第2条 甲は、前条の土地(以下「貸付地」という。)については、 の用に供することに用途を指定し、その期間(期日)については 年 月 日から 年 月 日(年 月 日)までと指定する。

2 乙は、貸付地を前項の用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、若しくは他に転貸しないものとする。

建 物 (賃) 貸 借 契 約 書

山梨県職氏名(以下「甲」という。)は、氏名(以下「乙」という。)と建物の(賃)貸借につき、次の条項により契約を締結する。

(建物の表示)

第1条 甲は、次に掲げる普通財産を貸し付けるものとする。

- 1 所在地及び地番
- 2 建物の名称、構造及び数量

(使用目的)

第2条 乙は、前条の建物(以下「貸付建物」という。)を の用に使用するものとし、この用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、若しくは他に転貸しないものとする。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(貸付料)

第4条 貸付料は、1年(1月)につき 円とする。

ただし、1年(1月)に満たない場合は、月割計算(日割計算)による。

(貸付料納入の方法)

第5条 貸付料は、甲の発する納入通知書により 年 月 日までに指定の場所に納入するものとする。ただし、貸付けの日から 年 月 日までの分の納入期日は 年 月 日とする。

(既納の貸付料)

第6条 既に納入した貸付料は、甲の都合により貸付建物の一部又は全部を返還させた場合又は甲において、乙の責に帰することのできない理由があると認めた場合のほか、これを還付しないものとする。

(建物の管理)

第7条 乙は、貸付建物を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならないものとする。

2 貸付建物の維持保全に要する費用は、乙が負担するものとする。

第8条 甲が貸付建物の維持管理上必要と認めて指示した場合は、乙は直ちにこれに従わなければならない。

(建物の形質変改及び大修繕)

第9条 乙は、貸付建物の形質を変改し、又はその建物の大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(火災保険)

第10条 貸付建物には、甲が必要と認めたときは、乙は、乙の負担において甲を保険金受取人とする火災保険に加入するものとする。

(損失の弁償)

第11条 天災その他の事故により貸付建物が滅失若しくは損傷し、又は著しく汚損した場合は、乙は、甲の指定する代替建物を提供し、又は原状回復に必要な経費を負担しなければならない。ただし、前条の規定により甲が火災保険金を受け取ることとなる場合は、この限りでない。

(実地調査)

第12条 甲は、随時貸付財産について契約条件の履行の状況等を確認するため、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

(契約の解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、貸付期間中であつても、その契約を解除することができる。

(1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において、公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

(2) この契約に定める貸付条件に違反したとき、又は貸付料を6月以上滞納したとき。

(3) 乙(乙が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。)である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人)が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) (3)のイ又はウに該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 前項の規定による契約の解除により乙が損害を被ることがあつても、甲は、その賠償の責任を負わない。

(返還)

第14条 乙は、貸付期間が満了した場合は、直ちに貸付建物を原形に復して返還しなければならない。前条第1項の規定による契約の解除により返還する場合も、同様とする。

(届出義務)

第15条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に届け出るものとする。

(1) 天災その他の事故により借受物件に異常を生じたとき。

(2) 相続(法人の合併又は分割)により借受権の承継があつたとき。

(3) 乙又は保証人の住所又は氏名の変更があつたとき。

(4) 乙が法人である場合は、その役員、代表者又は管理人に変更があつたとき。

(その他)

第16条 前各条のほか、貸付条件その他必要な事項は、山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の定めるところによる。

上記契約を確保するため本書2通を作成し、各1通を保有する。

年 月 日
甲 山梨県 職 氏 名印
乙 借受人 住所 氏 名印
連帯保証人 住 所 職業 氏 名印

注 1 第29条第3項の規定により担保を提供させる場合は、その理由及び金額を契約条項として記載すること。

2 一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して貸し付ける場合は第2条及び第3条を次のとおりとし、第4条以下を各1条ずつ繰り上げるものとする。

(用途、期間(期日)の指定)

第2条 甲は、前条の建物(以下「貸付建物」という。)については、何何の用に供することに用途を指定し、その期間(期日)は 年 月 日から 年 月 日(年 月 日)までと指定する。

2 乙は、貸付建物を前項の用途以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、若しくは他に転貸しないものとする。

第5号様式(第29条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

借受人 住所
ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日

連帯保証人 住所
ふりがな
氏名 印
生年月日 年 月 日

普通財産貸付申請書

次の普通財産を次のとおり借り受けたいので申請します。

- 1 所在地及び地番
- 2 普通財産の区分、種目、名称、構造及び数量
- 3 借受目的及び用途
- 4 借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 希望賃貸料
- 6 誓約

自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 7 添付書類
 - (1) 戸籍抄本(法人等にあつては定款等の写し)
 - (2) 関係図面(位置図、建築目的のものは、なお、建物の配置図及び平面図)
 - (3) 申請者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。)である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

年 月 日

山梨県知事 殿

借受人 住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日

連帯保証人 住所
 ふりがな
 氏名 印
 生年月日 年 月 日

普通財産継続貸付申請書

次の普通財産を継続して借り受けたいので、引き続き貸し付けてくださるよう申請します。

- 1 所在地及び地番
- 2 普通財産の区分、種目、名称、構造及び数量
- 3 借受けの目的及び用途
- 4 借受けの希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 希望賃貸料
- 6 前回契約の年月日
- 7 契約満了の年月日
- 8 誓約

自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 9 添付書類
 - (1) 戸籍抄本(法人等にあつては定款等の写し)
 - (2) 関係図面(位置図、建築目的のものは、なお、建物の配置図及び平面図)
 - (3) 申請者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。)である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

第7号様式(第32条関係)

山梨県指令 第 号
使用者 住所
氏 名

年 月 日付けで申請のあつた行政財産の使用のことについては、次の条件を付けて許可する。条件を了承のうへは直ちに請書を提出しなければならない。

年 月 日

山梨県知事 印

(許可する行政財産の所在地等)

第1条 使用を許可する行政財産は、次のとおりとする。

- (1) 所在地及び地番
- (2) 行政財産の区分
- (3) 行政財産の明細(土地にあつては地目及び地積、建物にあつては構造及び延面積、その他の財産にあつては数量)

(使用目的)

第2条 使用者は、 の用に供するものとし、この用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは使用財産の原状を変更してはならない。

(使用期間)

第3条 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料及び納入方法)

第4条 使用料は、1年(1月)につき 円とする。

ただし、1年(1月)に満たない場合は、月割計算(日割計算)とする。

2 前項の使用料は、県の発する納入通知書により指定の期日までに指定する場所に納入しなければならない。

(既納の使用料)

第5条 既に納入した使用料は、県の都合により使用財産の一部又は全部を返還させた場合又は県において使用者の責に帰することができない理由があると認めた場合のほか、還付しない。

(使用財産の維持保全)

第6条 使用者は、使用財産を善良な管理者の注意をもつて維持保全しなければならない。

(建物、工作物の設置)

第7条 使用者は、使用土地において、建物又は建物以外の工作物等を新築(設)、改築(設)、増築(設)又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(建物の形質変改及び大修繕)

第8条 使用者は、使用建物の形質を変改し、又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(許可の取消し)

(1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において、公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

(2) この許可の条件に違反したとき、又は使用料を滞納したとき。

(3) 申請に当たつて虚偽の事実があつたことが判明したとき。

(4) 使用者又は使用者の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(5) (4)のイ又はウに該当する者が、使用者の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 前項の規定による許可の取消しにより、使用者が損害を被ることがあつても、県はその賠償の責任を負わない。

(返還)

第10条 使用者は、使用期限が満了した場合は、使用財産を直ちに原形に復して返還しなければならない。前条第1項の規定により許可の取消しを受けて返還する場合も、同様とする。

(届出義務)

第11条 使用者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出なければならない。

(1) 天災その他の事故により使用物件に異常を生じたとき。

(2) 相続（法人の合併）により使用権の承継があつたとき。

(3) 使用者の住所又は氏名の変更があつたとき。

(4) 使用者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、その役員、代表者又は管理人に変更があつたとき。

(その他)

第12条 前各条のほか、許可の条件その他必要な事項は、山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の定めるところによる。

注 1 建物にあつては第7条を、土地にあつては第8条を削り、第8条又は第9条以下の条文をそれぞれ繰り上げるものとする。

2 その他の条件として必要な事項は、相当条文を設けるものとする。

(山梨県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 住民票の抄本(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(次号において「人格のない社団等」という。)を含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。次号及び第三号において同じ。))の場合は、定款又はこれに類する書類の写し)

二 指定売りさばき人の指定を受けようとする者(法人である場合にあつては、当該法人又はその役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。次号において同じ。))が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。口において「暴力団対策法」という。))第二条第二号に規定する暴力団をいう。八において同じ。)

ロ 暴力団員(暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。八において同じ。)

ハ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

ニ ロ又はハに該当する者が、その経営に実質的に関与している者

三 指定売りさばき人の指定を受けようとする者が法人である場合にあつては、その法人の役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

四 位置図

第三号様式を次のように改める。

第3号様式

山梨県知事 殿

年 月 日

氏 名 印

山梨県収入証紙売りさばき人指定申請書

次により山梨県収入証紙売りさばき人に指定してください。

申請者の住所	
ふりがな	
生 年 月 日	年 月 日生
売りさばき場所	
職 業	
取引金融機関名	

注

- 1 住民票の抄本（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。以下同じ。）の場合は、定款又はこれに類する書類の写し）を添えること。
- 2 指定売りさばき人の指定を受けようとする者（法人である場合にあつては当該法人又はその役員、人格のない社団である場合にあつてはその代表者又は管理人を含む。以下同じ。）が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者であることを誓約する書面を添えること。
- 3 指定売りさばき人の指定を受けようとする者が法人である場合にあつては、その法人の役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添えること。
- 4 位置図を添えること。

(山梨県庁舎等管理規則の一部改正)

第四条 山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「第二号様式」の下に「及び行商等許可証(第三号様式)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項及び第九条第二項において同じ。)が提出する前項の申請書には、当該法人の役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付しなければならない。

第九条第一項中「第三号様式」を「第四号様式」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五号様式」を「第六号様式」に、「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人が提出する前項の申請書には、前条第二項の書類を添付しなければならない。
第十二条中「第七号様式」を「第八号様式」に、「第八号様式」を「第九号様式」に改める。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住所
ふりがな
氏名
生年月日

印

行商等許可申請書

山梨県庁内において、次の行為をしたいので許可してください。

行為の概要		申請者等（直接行為者）	
1 場 所		商 号	
2 品名等		職 業	
3 方 法		ふりがな 氏 名	
4 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 齢	年 月 日生 歳
5 時 間	時 分から 時 分まで	性 別	
6 その他			

<input type="checkbox"/> 誓 約 （誓約する場合は <input type="checkbox"/> にレ印 を記入すること。）	自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
---	---

注 申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

行商等許可書

第 号

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった山梨県庁内における行商等について、次のとおり許可する。

年 月 日

山梨県知事

印

- 1 有効期限 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 許可行為
- 3 直接行為者
- 4 条件

(表面)

行商等許可証			
氏 名		生年月日	
商 号		職 業	
許可行為			
有効期間	年 月 日から		年 月 日まで
許可時間	時 分から		時 分まで
上記のとおり山梨県庁内における行商等を許可する。			
年 月 日			
山梨県知事			印

5.5 cm

9 cm

(裏面)

注意事項

- 1 山梨県庁舎等管理規則を守ること。
- 2 関係職員の指示に従うこと。
- 3 事務の迷惑にならないよう注意すること。
- 4 この許可証は、常に携帯し、関係職員からその提示を求められたときは、本証を提示すること。
- 5 本証は他人に譲渡し、又は貸出してはならない。
- 6 本証は、その有効期間を経過したときは、直ちに返還すること。

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住所
ふりがな
氏名 印
生年月日

庁舎等一時使用許可申請書

山梨県庁内を次により使用したいので許可してください。

使用場所	
使用日時	
使用目的	
使用(利用又は参加)人員	
使用方法	
その他	

<input type="checkbox"/> 誓約 (誓約する場合は <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。)	自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
---	---

注1 使用場所を示す図面を添付すること。

2 申請者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式を第八号様式とし、第六号様式を第七号様式とする。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第9号様式)」に、「三巻編令第4号」を「第4号」に改め、同様式を第六号様式とし、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住所
ふりがな
氏名 印
生年月日

ポスター等掲示許可申請書

山梨県庁内において次のとおり掲示したいので許可してください。

掲 示 場 所	
掲 示 目 的	
掲 示 期 間	
掲 示 物 の 種 類 及 び 数 量	
掲 示 方 法	
そ の 他	

<input type="checkbox"/> 誓 約 (誓約する場合は□にレ印を記入すること。)	自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。 なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。
---	---

- 注 1 掲示物を添付すること。ただし、掲示物を添付できないときは、見本又はひな型等を添付すること。
- 2 申請者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む)である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

(山梨県モーターボート業適正化条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県モーターボート業適正化条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中、「船舶職員法」を、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に、「第四条第一項」を、「第二十三条の二第一項」に、「海技従事者」を、「小型船舶操縦士」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 申請者が個人である場合にあつては、生年月日
 - 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名、生年月日及び住所
- 第二条第三項中、「船舶職員法第七条第一項に規定する海技免状」を、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五に規定する小型船舶操縦免許証」に改める。
- 第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

登録※ 番号		登録※ 年月日	
-----------	--	------------	--

モーターボート業者登録申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

ふりがな

申請者

氏 名

印

生年月日

年

月

日生

電 話

(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

山梨県モーターボート業適正化条例第5条の規定により登録の申請をします。

1 使用するモーターボートの隻数、船名、船舶検査済票の番号及び最大搭載人員								
隻 数	隻							
船 名								
船 番 号								
最 大 搭 載 人 員	人	人	人	人	人	人	人	人
2 業務従事者の氏名等								
ふりがな 氏 名	生年月日	住 所					小型船舶操縦士の 免許の取得年月日	
3 使用するさん橋等及び売札所の位置図				別添位置図のとおり				
4 役員の氏名等(申請者が法人である場合のみ記載すること。)								
ふりがな 氏 名	生年月日	住 所						

- 注 1 業務従事者の写真(最近3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身縦3cm横2.5cmのもの)を5葉添付すること。
- 2 正本1通及び副本2通を提出すること。
- 3 業務従事者・役員欄は必要に応じて行を増やすか別紙に記載すること。
- 4 ※欄は、記入しないこと。

第三号様式及び第七号様式中「第20条」を「第22条」に改める。

(山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八号様式中「第45条」を「第47条」に改める。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第22条関係）

略 歴 書

住所			
ふりがな		生年月日	年 月 日 生
氏名		登録申請者との関係	
略 歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	屋 外 広 告 業 に 係 る 業 務 内 容	
賞 罰	年 月 日	屋 外 広 告 に 係 る 賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
			氏名 印

第二十号様式中「~~掛~~45掛」を「~~掛~~47掛」に改める。

(山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成十九年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「土砂の埋立て等(一時たい積行為)許可申請書」を「土砂の埋立て等(一時堆積行為)許可申請書」に改める。

第六条第一項第二号中「ト」を「リ」に改め、同項第三号中「第九条第一項第一号ホ」を「第九条第一項第一号ヘ」に改め、同条第二項第一号中「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

第九条中「へ及びト」を「ト及びチ並びに第二十二條第二号及び第三号」に改める。
第十八条第二項に次の一号を加える。

三 その他知事が必要と認める書類
第十八条第三項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める事項

第二十条中「第二十二條第一項」を「第二十四條第一項」に改める。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。